

○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）	【第一条関係】	1
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）	【第二条関係】	4
○行旅病人及び旅死取扱法（明治三十二年法律第九十三号）（抄）	【第三条関係】	8
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	【第四条関係】	8
○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	【第五条関係】	8
○郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）	【第六条関係】	8
○古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄）	【第七条関係】	8
○水先法（昭和二十四年法律第二十一号）（抄）	【第八条関係】	9
○協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	【第九条関係】	10
○質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（抄）	【第十条関係】	13
○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）	【第十一条関係】	13
○関係法律の整備に関する法律案による改正後）	（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための	
○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）	【第十二条関係】	14
○鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）	【第十三条関係】	14
○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）	【第十四条関係】	15
○海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）	【第十五条関係】	15
○港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）	【第十六条関係】	15
○道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	【第十七条関係】	16
○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	【第十八条関係】	16
○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	【第十九条関係】	19
○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）	【第二十条関係】	20
○内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）（抄）	【第二十一条関係】	20
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	【第二十二条関係】	21
○社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）	【第二十三条関係】	21
○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	【第二十四条関係】	22
○土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）（抄）	【第二十五条関係】	24
○自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）	【第二十六条関係】	25
○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	【第二十七条関係】	25
○債務返済機構法の一部を改正する法律案による改正後）	（道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・	
○倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十号）（抄）	【第二十八条関係】	26
○労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（抄）	【第二十九条関係】	26
○住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）	【第三十条関係】	27
○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	【第三十一条関係】	27
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）	【第三十二条関係】	27
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）	【第三十三条関係】	30
○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）	【第三十四条関係】	30
○警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（抄）	【第三十五条関係】	30
○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	【第三十六条関係】	33

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）【第三十七条関係】
 ○貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）【第三十八条関係】
 ○預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（抄）【第三十九条関係】
 ○貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）【第四十条関係】
 ○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）【第四十一条関係】
 ○商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）【第四十二条関係】
 ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）【第四十三条関係】
 ○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）【第四十四条関係】
 ○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）【第四十五条関係】
 ○保険業法（平成七年法律第五十五号）（抄）【第四十六条関係】
 ○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）【第四十七条関係】
 ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）【第四十八条関係】
 ○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）【第四十九条関係】
 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百十六号）（抄）【第五十条関係】
 ○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）【第五十一条関係】
 ○確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）【第五十二条関係】
 ○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）【第五十三条関係】
 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）【第五十四条関係】
 ○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）【第五十五条関係】
 ○不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）【第五十六条関係】
 ○信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）（抄）【第五十七条関係】
 ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）【第五十八条関係】
 ○探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）【第五十九条関係】
 ○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号）（抄）【第六十条関係】（脱炭素社会の実現に
 向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案による改正後）
 ○消費者的財産的被害等の集団的回復のための電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十六号）（抄）【第六十一条
 関係】
 ○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）【第六十二条関係】
 ○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（抄）【第六十三条関係】
 ○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（抄）【第六十四条関係】
 ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【附則第八條関係】
 ○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）【附則第九條関係】
 ○医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（抄）【附則第十條関係】
 ○歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）【附則第十條関係】
 ○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）（抄）【附則第十條関係】
 ○薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六号）（抄）【附則第十條関係】
 ○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）【附則第十條関係】
 ○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）（抄）【附則第十二條関係】（私立学校法の一部を改正する法律案による改正後）
 ○司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）【附則第十三條関係】
 ○土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）【附則第十三條関係】

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）	【附則第十三条関係】	63
○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	【附則第十四条関係】	64
○新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）	【附則第十五条関係】	65
○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）	【附則第十六条関係】	66
○金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（抄）	【附則第十七条関係】	67
○保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）	【附則第十八条関係】	68
○デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）	【附則第十九条関係】	68
○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）	【附則第二十条関係】	69

○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）【第一条関係】

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本理念（第三条―第十二条）
- 第三章 国、地方公共団体及び事業者の責務等（第十三条―第十九条）
- 第四章 施策の策定に係る基本方針（第二十条―第三十五条）
- 第五章 デジタル庁（第三十六条）
- 第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画（第三十七条・第三十八条）
- 附則

第四章 施策の策定に係る基本方針

（施策の一体的な推進）

第二十条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの形成の一体的な推進を図るに当たっては、高度情報通信ネットワークの形成及び情報通信技術の活用による情報の円滑な流通の確保、多様な主体が利用し得る情報の充実並びに高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用による情報の円滑な流通の確保及び必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することに鑑み、これらが一体的に推進されなければならない。

（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）

第二十一条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で多様なサービスを利用することができるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

（多様な主体による情報の円滑な流通の確保）

第二十二条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報交換システム（多様な主体が設置する情報システムの相互の連携により迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することができようにするための情報システムをいう。）の整備、データの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。）、外部連携機能（同号ロに規定する外部連携機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供その他の多様な主体による情報の円滑な流通の確保を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の確保）

第二十三条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会における格差が生じないように、情報の取得及び利用の機会を確保するための情報通信機器の研究開発の推進及びその導入の促進その他の全ての国民に当該機会の確保が図られるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（教育及び学習の振興）

第二十四条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要な措置が講じられなければならないよう、全ての国民が当該能力を向上させることができるようにするための教育及び学習を振興するた

(人材の育成)

第二十五条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要な国民の能力の向上のための教育を担う人材、多様な主体が設置する情報システムの連携を担う人材、情報通信技術を用いた情報の活用に必要な情報の収集及び分析を担う人材その他デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

(経済活動の促進)

第二十六条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報通信技術の進展の状況並びに個人情報等の有用性及び保護の必要性を踏まえた規制の見直し、あらゆる分野における情報通信技術を用いた情報の活用に関する取引の円滑化に必要な環境の整備、知的財産権の適正な保護及び利用その他の高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による経済活動の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上)

第二十七条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体が設置する情報システムの連携を通じた情報の共有の促進、情報システムの運用及び管理に関する指針の策定その他の高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(生活の利便性の向上等)

第二十八条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による国民生活の全般にわたる多様なサービスの開発及び提供の促進、情報通信技術を利用して行う事業場外における勤務に関する援助、消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備その他の生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(国及び地方公共団体の情報システムの共同化等)

第二十九条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進(全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第四条第四項に規定するクラウド・コンピュティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備を含む。)個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

(国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用)

第三十条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国及び地方公共団体が保有する情報のうち国民生活に有用なものについて、書面等に記載された情報の電磁的記録としての記録、電磁的記録として記録された情報であって一般の利用に供しているものの公表その他の他の国及び地方公共団体が保有する情報を国民が容易に活用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

(公的基礎情報データベースの整備等)

第三十一条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公的基礎情報データベース(国、地方公共団体その他の公共機関及び公

共分野の事業者が保有する情報のうち社会生活又は事業活動に伴い必要とされる多数の手続の処理の基礎となるものの集合物であつて、多様な主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な制御の下で検索することができるよう体系的に構成したものをいう。第三十七条第二項第十二号において同じ。）を整備するとともに、その利用を促進するために必要な措置が講じられなければならない。

（公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上）

第三十二条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

（サイバーセキュリティの確保等）

第三十三条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十七条第二項第十四号において同じ。）の確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報情報の保護その他の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（国際的な協調及び貢献）

第三十四条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークを通じた信頼性のある情報の自由かつ安全な流通を確保することの重要性に鑑み、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による社会経済活動に関する、国際的な規格、規範等の整備に向けた主体的な参画、調査及び研究開発の推進のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

（研究開発及び実証の推進）

第三十五条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報通信技術の水準の向上が、我が国におけるデジタル社会の持続的な発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることに鑑み、情報通信技術について、国、地方公共団体、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発及び当該情報通信技術の有効性の実証が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

第五章 デジタル庁

第三十六条 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く。

第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画

（デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等）

第三十七条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。
2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 三 多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 四 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用への確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 五 教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 六 人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 七 経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 八 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 九 生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 十 及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 十一 国民による国及び地方公共団体の保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 十二 公共基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 十三 特定公共分野（サービス）の多様化及び質の向上を図るために重点的に取り組むべき公共分野をいう。）におけるサービスの多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 十四 サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 十五 前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項
- 三 重点計画に定める施策については、デジタル社会の形成に講ずべき施策
- 四 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 五 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かなければならない。
- 六 政府は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 七 政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならぬ。
- 八 第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。

第三十八条 重点計画以外の国の計画との関係）
 （重点計画と他の計画との関係）
 重点計画を基本とするものとする。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）【第二条関係】

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進
- 第一節 情報システム整備計画等（第四条・第五条）
- 第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条―第十条）
- 第三節 添付書面等の省略（第十一条）

第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）

第三章 民間手続における情報通信技術の活用
第四章 雑則（第十六条―第十九条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第十七条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第二節 手続等における情報通信技術の利用

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の行政機関等に関する規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことができるものについては、当該申請等に関する他の法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

7 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもってすることができる。

8 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

9 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等を行うことが規定されているものにかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する他の法令の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等については、当該法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で

定めるもの
二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第三章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策

第十四条 民間事業者と行政機関等との連携等（民間事業者と行政機関等との連携等）

第十四条 手続等密接関連業務（手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続（契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等）において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。）が必要となる業務をいう。）を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするために、当該民間手続を電子情報処理組織（民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）次条第二項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

2 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第十五条 民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等（民間手続における情報通信技術の活用の促進を図るため、契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引

2 国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認めるときは、民間手続（当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものに限る。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

第十六条 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第十六条 国の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該国の行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他の法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。
2 内閣総理大臣は、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第十七条 国の行政機関等以外の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他の法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（主務省令）

第十八条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規

則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員
会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又
は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委
員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規
則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、
公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

○行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）（抄）【第三条関係】

第九条 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ
告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）【第四条関係】

第七十条の八（略）

② 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の揭示場に揭示することにより行う。

③ 公示送達は、前項の規定による揭示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

④（略）

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）【第五条関係】

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者
の見やすい場所に掲示しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

二 建物その他の設備の規模及び構造

三 その他内閣府令で定める事項

○郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）【第六条関係】

(料金等の揭示)

第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で
定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(料金等を揭示しない場合等の過料)

第九十二条 第六十九条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした会社の取締役、執行役又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

○古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄）【第七条関係】

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 五 (略)

六 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、その営業の方法として、取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いるかどうかの別に応じ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨

七 (略)

2 4 (略)

(閲覧等)

第八条の二 公安委員会は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いる古物商について、次に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。

一 氏名又は名称

二 第五条第一項第六号に規定する文字、番号、記号その他の符号

三 許可証の番号

2 (略)

(標識の掲示等)

第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 古物商は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

○水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)(抄)【第八条関係】

(水先料)

第四十六条 (略)

2 5 (略)

6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

(水先約款)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 水先人は、第一項の水先約款をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第四十六条第六項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 四 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第四十七条第三項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三・四 (略)

○協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）【第九条関係】

・協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）

（役員資格等）

第五十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 四 この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十九条（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百零九条（報告拒絶等の罪）、第一百零一条（有価証券の無届募集等の罪）、第一百零八条（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百零九条（報告拒絶等の罪）、第一百零一条（有価証券の無届募集等の罪）の役員に對する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十条（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十條（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七條（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八條から第二百六十條まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二條（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六條（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二破産法（平成十六年法律第七十五号）第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九條（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六條（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八條から第二百七十二條まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四條（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(銀行法の準用)

第六条 銀行法第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二(第三項を除く。)、第十三条の三の二(第二項を除く。)、第十四条から第十六条まで(取締役等に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備)、第十四条から第十六条まで(取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十八条(資本準備金及び利益準備金の額)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四条から第三十六条まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第三号及び第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十条(免許の取消しによる解散)、第四十四号から第四十六号まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号及び第二号(内閣総理大臣の告示)並びに第五十七条の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用協同組合(第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。)(信用協同組合等)について、それぞれ準用する。信用協同組合代理業者(第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)(信用協同組合等)の事業を行わせてはならない」と、前項の場合において、銀行法第九條中「銀行業を営ませるはならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」と、同法第十二條の二及び第十三條の三中「銀行業を営ませるはならない」とあるのは「信用協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の十一第一項」と、同法第二十七條、第二十八條及び第三十七條第三項中「解散を命ずる」と、同法第四十條中「解散を命ずる」と、同法第四十條中「第四條第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定による解散命令」と、同法第五十六條第二号中「第四條第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十條の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 銀行法第五十二條の四十第一項又は第五十二條の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二條の四十第二項又は第五十二條の六十の九第三項の規定に違反して、銀行法第五十二條の四十第一項の標識若しくは銀行法第五十二條の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

四 (略)

第十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五條の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用協同組合代理業者(信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)、信用協同組合電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)、信用協同組合電子決済等取扱業者である信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人)、信用協同組合電子決済等取扱業者(信用協同組合電子決済等取扱業者)又は電子決済等取扱業者若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定信用協同組合電子決済等取扱業者若しくは認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

第十三條 第六條の五の九第二項若しくは第七條の二の規定又は銀行法第十六條第一項、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七第一項、第五十二條の四十八、第五十二條の六十の二第三項、第五十二條の六十の七第

- 2 一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。
十四(略)

・ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（定款）

第三十三条（略）

2・3（略）

4 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

5(略)

8（略）

（役員 of 第三者に対する損害賠償責任）

第三十八条の三（略）

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イに掲げる行為を除く。）

イ・ロ（略）

ハ 虚偽の公告

二（略）

・ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2・3（略）

（免許の取消し等）

第二十七条 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(免許の取消しによる解散)

第四十条 銀行は、第二十七条又は第二十八条の規定により第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたときは、解散する。

(標識の掲示)

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(銀行等の公告方法)

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告

○質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）（抄）【第十条関係】

(質屋営業の許可)

第二条 質屋になろうとする者は、内閣府令で定める手続により、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の表示)

第十条 第二条第一項の許可を受けた者は、営業所の見易い場所に、内閣府令で定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）【第十一条関係】（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後）

(指定区分等の掲示)

第七十七条の二十八 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定区分、業務区域その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(業務区域等の掲示)

第七十七条の三十五の十三 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、業務区域その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）【第十二条関係】

（標識の揭示）

第九十八条 商品先物取引業者は、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。

2 商品先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（標識の揭示）

第二百四十条の九 商品先物取引仲介業者は、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。

2 商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第三百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第九十八条第二項又は第二百四十条の九第二項の規定に違反して、第九十八条第一項若しくは第二百四十条の九第一項の規定による標識又はこれらに類似する標識を掲示した者

五 十二（略）

○鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）【第十三条関係】

第五十三条 経済産業大臣は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならぬ。

第五十四条 経済産業大臣は、鉱物の掘採が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五条 経済産業大臣は、鉱業権者が次の各号のいずれかに該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による命令に従わないとき。

三 第五十一条の三第一項の規定による届出をしなかつたとき。

四 第五十一条の三第二項の期間内に鉱業権の譲渡がされなかつたとき。

五 第六十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

六 第六十三条又は第六十三条の二の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

七 第二百十条の規定による命令に従わないとき。

八 鉱山保安法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令に従わないとき。

2 第五十六条（略）

3 第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における行政手続法第十五条第三項の規定の適用については、同項中「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって」とあるのは「鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの掲示場に掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載することによって」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日」とする。

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）【第十四条関係】

（標識の掲示）

第三十三条の十五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

○海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）【第十五条関係】

（報酬）

第二十二条 海事代理士は、その業務の開始前に、委託者から受けようとする報酬の額を定め、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

257 （略）

○港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）【第十六条関係】

（運賃及び料金並びに港湾運送約款の掲示）

第十二条 港湾運送事業者は、第九条第一項の規定により届け出た運賃及び料金（特定の荷主又は船舶運航事業者に限って定められたものを除く。）並びに前条第一項の規定により認可を受けた港湾運送約款を営業所において利用者の見やすいように掲示しなければならない。

（料金の割戻しの禁止及び料金の掲示）

第二十二条の四 第十条の規定は港湾運送関連事業者が收受した料金について、第十二条の規定は港湾運送関連事業者が前条第一項の規定により届け出た料金について準用する。

（はしけ等に関する表示）

第三十二条の二 港湾運送事業者は、港湾運送又は第三十三条の二第一項の運送に使用するはしけ又は船舶に、その氏名、名称その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第三十三条の二（指定区間においてする内航運送の特例）

2 第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条の二及び第十八条の三の規定は、前項の運送について準用する。この場合において、第十四条中「港湾運送事業」とあるのは、「第三十三条の二第一項の運送」と読み替えるものとする。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。
一 第十二条（第二十二條の四及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二條の二の規定による掲示若しくは

- 表示をせず、又は虚偽の掲示若しくは表示をした者
- 二 第十七条第三項又は第二十二条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第二十条の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者
 - 四 第二十二条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、港湾運送関連事業を営んだ者

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）【第十七条関係】

（自動車登録番号標の交付手数料）
第二十七条（略）

3 自動車登録番号標交付代行者は、第一項の手数料について、事業場において公衆の見易いように掲示しなければならない。

（登録基準等）
第九十六条の四（略）

2 登録は、登録情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三（略）

四 自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）において送信元である登録情報処理機関を識別するための文字、番号、記号その他の符号

五・六（略）

3・4（略）

○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）【第十八条関係】

・信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（役員等の第三者に対する責任）
第三十九条の二（略）

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ・ロ（略）

ハ 虚偽の公告（第八十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第八十九条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）

二・三（略）

（公告）

第八十七条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

2 電子公告
4 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四條第四項(營業の免許)、第九條(名義貸しの禁止)、第十二條の二(第三項を除く。)から第十三條の三の二(第二項を除く。)まで(預金者等に対する情報の提供等、指定銀行業務紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となること)の禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備)、第十四條から第十六條まで(取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九條(同條第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一條(同條第一項から第六項までの規定にあつては、同條第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九條(資産の国内保有)を除く。)(監督)、第三十四條から第三十六條まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七條第一項第一号及び第三号並びに第三十四條から第三十六條まで(事業の譲渡等の認可)、第三十八條(廃業等の公告等)、第四十四條から第四十六條まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六條(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)、第五十七條の五(財務大臣への協議)並びに第五十七條の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法第九條中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二條の第三項第二号及び第三号中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五條の十二第一項」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行法第五十二條の二の六から第五十二條の九まで(所屬外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所屬外国銀行に関する資料の提出等、所屬外国銀行に関する届出等)、第五十二條の四十(標識の揭示)、第五十二條の四十一(名義貸しの禁止)、第五十二條の四十三から第五十二條の四十五(第四号を除く。)(分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業務に係る禁止行為)、第五十二條の四十九(銀行代理業務に関する帳簿書類)及び第五十二條の五十第一項(銀行代理業務に関する報告書)の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理金庫(第五十四條の二第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行つて信用金庫連合会をいう。以下同じ。)(以下同じ。)(所屬銀行に係るものにあつては所屬外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所屬外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四條の二第一項に規定する所屬外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十四條の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二條の四十五第五号中「所屬銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四條の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (略)

第九十條の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 銀行法第五十二條の四十第一項又は第五十二條の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。
- 三 銀行法第五十二條の四十第二項又は第五十二條の六十の九第三項の規定に違反して、銀行法第五十二條の四十第一項の標識若しくは銀行法第五十二條の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。
- 四 (略)

第九十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八條の二第三項の規定に

よる監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用金庫電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用金庫電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、信用金庫電子決済等代理業者若しくは電子決済等代理業者（信用金庫電子決済等代理業者又は電子決済等代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用金庫電子決済等取扱業者若しくは認定信用金庫電子決済等代理事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一、十三（略）

十四、第五十二条第二項（第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項、第八十五条の十一第二項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八條、第五十二条の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第二項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

十五、二十八（略）

2（略）

・銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2・3（略）

（廃業等の公告等）

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（外国銀行支店の公告方法）

第四十九条の二 外国銀行支店は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）
（略）

（所屬外国銀行に関する届出等）
第五十二条の九（略）

2 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（標識の掲示）

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業務を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（銀行代理業務に係る禁止行為）

第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業務に関し、次に掲げる行為（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に関しては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 四（略）

五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）【第十九条関係】

第三十条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その通知の内容を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。この場合において、保安林の指定又は解除が第二十七条第一項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならない。

第三十条の二 都道府県知事は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつては保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第三十条第一項に規定する指定施設要件、解除をしようとするときにあつては解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。その告示した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

2（略）

（使用権設定に関する認可）

第五十条（略）

2 4（略）

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地の所有者及び関係人に通知するとともにその土地の所在する市町村の事務所に掲示しなければならない。

6 (略)

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）【第二十条関係】

第六十一条の九の二 (略)

2 6 (略)

7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を法務省の掲示場に掲示して行う。

8 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

○内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（抄）【第二十一条関係】

・内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（抄）

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）であるとき。

三 5七 (略)

2 (略)

第八条 (内航海運送約款)

2 3 (略)

4 内航海運送をする内航海運業者は、第一項の内航海運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第八条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 四 (略)

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

(聴聞の通知の方式)

第十五条 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）【第二十二条関係】

第三十八条 (略)

3 国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があつたときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

第四十条 (空港の告示等)

国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。供用開始後において、告示し及び掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も、同様とする。

（運賃及び料金等の掲示）

第七十七条 本邦航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（過料）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第七十七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 四 (略)

○社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）【第二十三条関係】

第十五条 (決定の効力発生)

2 決定の送達は、決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査官が職務を行なう場所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始

4 めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。
(略)

○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）【第二十四条関係】

・労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（役員等の第三者に対する責任）

第四十二条の二（略）

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ・ロ（略）

ハ 虚偽の公告（第九十四条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第九十四条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）

二・三（略）

（公告）

第九十一条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

2 5 4（略）

（銀行法の準用）

第九十四条 銀行法第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二（第三項を除く。）、第十三条の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、指定銀行業務紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となること）の禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）、第十四条から第十六条まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）、（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）、（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第二十四条から第二十六条まで（報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の五（財務大臣への協議）並びに第五十七条の七第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の七第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは

3 「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 8 (略)

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 (略)
二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
四 六 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 十三 (略)
十四 第五十七条第二項(第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第三項、第八十九条の十二第二項若しくは第九十一条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。
十五 二十七 (略)

2 (略)

・ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

(臨時休業等)
第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2・3 (略)

(廃業等の公告等)
第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(標識の掲示)

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲

2 示しなければならぬ。
銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(銀行等の公告方法)

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）【第二十五条関係】

(建築物等の移転及び除却)

第七十七条 (略)

2 4 (略)

5 前項後段の公告は、官報その他政令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。この場合において、施行者は、公告すべき内容を当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、当該告示がされている旨の公告をしなければならぬ。

6 第三項の規定は、第四項後段の規定により公告をする場合における期限について準用する。

7 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合には、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。

9 第七項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(書類の送付にかわる公告)

第三百三十三条 (略)

2 第七十七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「前項後段の公告」とあるのは「前項の公告」と、当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長」とあるのは「当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所を管轄する市町村長」と読み替えるものとする。

3 (略)

(事務の区分)

第三百三十六条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務

イ 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第五項後段（第三百三十三条第二項に

において準用する場合を含む。)に規定する事務(国土交通大臣、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。))が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

ロ (略)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項後段、第九条第四項(第十条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第三項後段、第十九条第二項及び第三項(これらの規定を第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十条第一項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一条第三項(第七十八条第四項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第一項後段(第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の八第一項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の十第一項後段、第五十一条の十三第一項後段、第七十二条第一項後段、第七十七条第七項後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段に規定する事務

二 (略)

三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段(第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。))に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

○自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)(抄)【第二十六条関係】

(指定紛争処理機関の指定等)

第二十三条の五 (略)

2 5 4 (略)

5 指定紛争処理機関は、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)(抄)【第二十七条関係】(道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案による改正後)

(供用約款の掲示)

第七条 会社は、前条第一項の認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(料金徴収の対象等)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

5 (略)

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

第二十五条 会社等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときは、同様とする。

2 有料道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を有料道路管理者である都道府県又は市町村の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときは、同様とする。

(会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ)

第四十九条 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可及び会社がした同条第九項の規定による届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出があつたものとみなし、会社がした同条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした第二十四条第四項又は第二十五条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路公社への引継ぎ)

第五十条 (略)

2 5 6 (略)

7 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は有料道路管理者がした第十八条第二項の規定による届出(同条第三項の規定による届出を含む。)に係る同条第二項各号に掲げる事項若しくは第十九条第二項の規定による届出(同条第三項の規定による届出を含む。)に係る同条第二項に定める第十條第一項又は第十一条第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管理者が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項若しくは第二十五条第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした第二十四条第四項若しくは第二十五条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

○倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)(抄)【第二十八条関係】

(料金の揭示)

第九条 倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金(消費者から收受するものに限る。)、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項を営業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第九条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者

○労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号)(抄)【第二十九条関係】

(決定の効力発生)

第二十条 (略)

2 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 (略)

○住宅地区改良法 (昭和三十五年法律第八十四号) (抄) 【第三十条関係】

(改良地区)

第四条 (略)

2 (略)

5 第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

(事業計画又はその変更の告示)

第八条 (略)

2 前項の告示をしたときは、施行者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

3 (略)

○道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) (抄) 【第三十一条関係】

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2 (略)

7 公安委員会は、納付命令を受けるときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

8 (罰則) (略)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) (抄) 【第三十二条関係】

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第七十五条の五の八 (略)

2 厚生労働大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)、同項第三号に掲げる事項及び厚生労働大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をい

第一項、第七十二条の二の二、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条、第七十六条の三の二及び第八十一条の二において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第六項、第七十条第三項、第七十六条の三第一項並びに第七十六条の三の三中「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第一項中「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第七十七条の二第一項第一号、第七十七条の三及び第七十七条の四中「対象者」とあるのは「対象の動物」と、「人数」とあるのは「数」とする。

2・3 (略)

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）【第三十三条関係】

(標識の揭示)

第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

○ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）【第三十四条関係】

(標識の揭示)

第二十九条 砂利採取業者は、第十六条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

○ 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（抄）【第三十五条関係】

(認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

(認定手続及び認定証)

第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称、所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分
- 三 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所
- 四 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 (略)

4 認定証の有効期間（第七条第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当該公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の揭示義務)
第六条 警備業者は、認定証をその主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認定証の有効期間の更新)

第七条 警備業者は、認定証の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。
2 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定証の有効期間を更新しななければならない。
3 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、認定証の有効期間を更新しない旨を通知しなければならない。
4 第五条第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替えるものとする。
5 認定証の有効期間が満了したときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第八条 公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。
一 偽りその他不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと。
二 第三条各号(第九号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。
三 正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
四 三月以上所在不明であること。

(営業所の届出等)

第九条 警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務(内閣府令で定めるものを除く。)を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
一 第五条第一項第一号及び第四号に掲げる事項
二 主たる営業所の名称及び所在地
三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(廃止の届出)

第十条 (略)
2 前項の規定による届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

(変更の届出)

第十一条 警備業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 2 公安委員会は、警備業者が第五条第一項第一号、第二号（主たる営業所に係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事項に変更があつたことを理由として前項の規定により届出書を提出した場合においては、当該届出書に記載された内容を、当該警備業者が営業所を設け、又は第九条に規定する警備業務を行つている都道府県の区域を管轄する他の公安委員会に通知するものとする。
- 3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならぬ。
- 4 第一項の規定は、第九条第三号に掲げる事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（認定証の返納等）

第十二条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

- 一 警備業務を廃止したとき。
 - 二 認定を取り消されたとき。
 - 三 認定証の有効期間が満了したとき。
 - 四 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。
- 2 認定証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。
 - 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者
 - 3 第一項（第一号及び第四号を除く。）又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第九条の規定による届出をした公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

（廃止等の届出）

第四十一条 機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（営業の停止等）

第四十九条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。
 - 一・二 （略）
 - 三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号（第九号を除く。）のいずれかに該当する者で警備業務を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
一 （略）

- 二 第七条第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者
- 三 五（略）
- 六 第四十条の規定に違反して届出をしなかつた者
- 七（略）
- 八 偽りその他不正の手段により第四条の認定又は第七条第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項（第七条第四項において準用する場合を含む。）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
 - 二 第六条の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者
 - 三 第九条、第十条第一項、第十一条第一項（同条第四項、第十六条第三項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十一条の規定に違反して届出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十六条第二項、第四十条若しくは第四十一条の規定に違反して届出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十四条若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
 - 四 第十二条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者
 - 五 第十二条第七項（第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
 - 六 第三十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 七 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
 - 八 第三十七条若しくは第四十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第三十八条第一項若しくは第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 九 第四十二条第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者
 - 十 第四十四条又は第四十五条の規定する書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 第十二条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
 - 二（略）

○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）【第三十六条関係】

（公示送達）

- 2 第六十六条の五（略）
- 3 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を主務大臣の事務所の掲示場に掲示することにより行う。
- 4 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。（略）

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）【第三十七条関係】

・銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

(取締役等の適格性等)

第七条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役） 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二 銀行の監査役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員） 銀行の取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三 銀行の監査委員 銀行の取締役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

2 次に掲げる者は、銀行の取締役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者

3 銀行の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等））において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

4 会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等））において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第一項（会計参与の任期））において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項ただし書（執行役の選任等）の規定は、銀行については、適用しない。

(臨時休業等)

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合には、同項の規定による公告は、することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定めるところについては、同項の規定による店頭に掲示は、することを要しない。

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第八条、第十二条の二第三項、第十三条第二項及び第十四条第二項、第二章の二、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三

条、第二十四条第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）第三十條第一項及び第二項、第三十一條から第三十三條の二まで、第三十六條（会社分割に係る部分に限る。）第三十七條第一項第二号及び第三号、第三十九條、第四十條、第四十一條第二号（会社分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三條、第四十四條、第七章の三、第五十三條第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）第二項、第三項及び第七項、第五十五條第二項及び第三項、第五十六條第五号から第九号まで、第五十七條並びに第五十七條の二第二項の規定を除く。

3・4（略）

（外国銀行支店の公告方法）
第四十九條の二 外国銀行支店は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

2 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
二 電子公告（会社法第二條第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）
（略）

（所属外国銀行に関する届出等）
第五十二條の二の九 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。）を除く。）を次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資本金又は出資の額を変更したとき。
二 商号又は本店の所在地を変更したとき。
三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。

四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。
五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産手続開始の決定があつたとき。
七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
2 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（準用）
第五十二條の二の十 第五十二條の四十、第五十二條の四十一、第五十二條の四十三から第五十二條の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二條の四十九及び第五十二條の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理銀行について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二條の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（標識の掲示）
第五十二條の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人、銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくは、日本における代表者又は清算人）、電子決済等代理業者（電子決済等代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定電子決済等取扱業者協会若しくは認定電子決済等代理事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 三 (略)
四 第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項、第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第一項から第六項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。
五 二十一 (略)

・ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

第四百二十九条（略）

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 取締役及び執行役 次に掲げる行為

イ ハ (略)

二 虚偽の公告（第四百四十条第三項に規定する措置を含む。）

三 四 (略)

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）【第三十八条関係】

（貸付条件等の揭示）

第十四条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次に掲げる事項を揭示しなければならない。

一 貸付けの利率（利息及び第十二条の八第二項に規定するみなし利息の総額（一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし利息を元に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。）を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額を除いて得た年率（当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を百分率で表示するもの（市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの）をいう。以下同じ。）

二 返済の方式

三 返済期間及び返済回数

四 当該営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(標識の掲示)

第二十三条 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 三の三 (略)
- 四 第十四条に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をした者
- 五 十一 (略)

○預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（抄）【第三十九条関係】

(公示送達)

第二十四条 (略)

- 2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
- 4 (略)

○貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）【第四十条関係】

(事業の種別等の掲示)

第九条 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。）を対象とするものに限る。）、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事業の種別等の掲示)

第二十七条 第二種貨物利用運送事業者は、第二種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（消費者を対象とするものに限る。）、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第九条（第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）【第四十一条関係】

・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

(欠格事由)

第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三条の許可をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。))をいう。第四号において同じ。))前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。))であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。))であるとき。
- 三 八 (略)

(運賃及び料金等の揭示)
第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。))を対象とするものに限る。))、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
 - 二 第十一条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者
 - 三 六 (略)
- ・ 行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

(聴聞の通知の方式)
第十五条 (略)

- 2 (略)
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、揭示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)(抄)【第四十二条関係】

(標識の揭示)

第十三条 商品投資顧問業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 商品投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十三条第一項の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者
- 三 第十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 八 (略)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）【第四十三条関係】

（命令等に係る書類の送達）
第三十九条の二（略）

- 2 （略）
- 3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。
- 4 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）【第四十四条関係】

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 （略）

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 3 4 （略）

（続行期日の指定）

第二十二条（略）

2 （略）

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)
三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)(抄)【第四十五条関係】

(標識の揭示)

第十七条 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示するものとする。

2 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
二 四 (略)

○保険業法(平成七年法律第百五号)(抄)【第四十六条関係】

(標識の揭示等)

第二百七十二条の八 少額短期保険業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 少額短期保険業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

3 少額短期保険業者に対する第七条第二項の規定の適用については、同項中「誤認されるおそれのある文字」とあるのは、「誤認されるおそれのある文字(少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものを除く。)」とする。

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第二百七十二条の八第一項の規定に違反した者

五 第二百七十二条の八第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
六・七 (略)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)(抄)【第四十七条関係】

(登録の区分等の揭示)

第十七条 登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録の区分その他国土交通省令で定める事項を、その事務所に置いて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(指定住宅紛争処理機関の指定等)
第六十六条 (略)

2・3 (略)
4 指定住宅紛争処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
5 (略)

○消費者契約法 (平成十二年法律第六十一号) (抄) 【第四十八条関係】

(認定の公示等)
第十六条 (略)

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。
3 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
二 十 (略)

○ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成十二年法律第八十一号) (抄) 【第四十九条関係】

(禁止命令等)
第五条 (略)

2 12 (略)
13 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。

14 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
15 (略)

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第十六号) (抄) 【第五十条関係】

(名称の使用制限)
第十三条 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(標識の掲示)
第十四条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 (略)

- 二 第十三条の規定に違反した者
- 三 第十四条の規定による標識を掲示しなかった者
- 四 第十五条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者
- 五 第二十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第二十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）【第五十一条関係】

（認定）
 第四条 自動車運転代行業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

（認定手続及び認定証）

第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
 - 三 第十二条に規定する措置
 - 四 安全運転管理者等の氏名及び住所
 - 五 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
 - 六 随伴用自動車に関する事項であつて政令で定めるもの
- 2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前条の認定をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該通知をした者に対し、速やかに認定証を交付しなければならない。
- 3 公安委員会は、第一項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の認定を拒否する処分をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 （略）
- 5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

（認定証の揭示義務）
 第六条 自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（変更の届出等）

- 第八条 （略）
- 2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

（認定証の返納等）

第九条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該認定証（第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した認定証）をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 自動車運転代行業を廃止したとき。

二 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、当該認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合、同居の親族又は法定代理人
二 法人が合併により消滅した場合、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

3 公安委員会は、前二項の規定による認定証の返納があったときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

（料金の揭示）

第十一条 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（自動車運転代行業約款）

第十三条 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 自動車運転代行業約款は、次の各号のいずれにも適合しているものでなければならない。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

3 自動車運転代行業者は、第一項の規定による揭示をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、同項の自動車運転代行業約款を国土交通大臣が標準自動車運転代行業約款と届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣が標準自動車運転代行業約款を定め、又は現に定めている自動車運転代行業約款を標準自動車運転代行業約款と同一のものに変更し、第一項の規定による揭示をしたときは、その自動車運転代行業約款については、前項の規定による届出をしたものとみなす。

（代行運転役務の提供の条件の説明）

第十五条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、第十一条の規定により揭示した料金、第十三条第一項の規定により揭示した自動車運転代行業約款の概要その他の代行運転役務の提供の条件について利用者に説明し、その説明に従って代行運転役務を提供しなければならない。

（随伴用自動車の表示等）

第十七条 自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令で定めるところにより、第四条の認定を受けて自動車運転代行業を営んでいる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2・3 (略)

(指示)

二十二条 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定（第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項及び前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。）に違反し、又は運転代行業務に関する道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあるとき、認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に必要措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の停止)

第二十三条 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関する特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十三条の二第一項若しくは第六十六条の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるときは、自動車運転代行業者が前条第一項の規定による指示に違反したとき、又は国土交通大臣から次項の規定による要請があつたときは、政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定め、当該自動車運転代行業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2・3 (略)

(営業の廃止)

第二十四条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）

2 (略)

(処分移送通知書の送付等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関する特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十三条の二第一項若しくは第六十六条の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業者が第二十三条第一項の規定による指示に違反した場合又は国土交通大臣から第二十三条第二項の規定による要請があつた場合 同条第一項の政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業務の全部又は一部の停止を命ずること。

三 (略)

3 (略)

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第四条の認定を受けた者
- 四 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 四 第九条第一項の規定に違反した者
- 五 (略)
- 六 第十三条第一項の規定に違反した者
- 七 十一 (略)

第三十五条 第九条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）【第五十二条関係】

(標識の揭示)

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第九十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四・五 (略)

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）【第五十三条関係】

・ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等）

第三十四条（略）

2 10 (略)

11 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ・ロ (略)

二・三 虚偽の公告 (略)

12 (略)

(外国銀行代理業務に関する銀行法の準用)
第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで、第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理業務及び銀行代理業務に係るものにあつては第五十九条の四第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所屬銀行に係るものにあつては所屬外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「所屬外国銀行」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所屬外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所屬銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公告の方法等)

第九十六条の二 農林中央金庫は、公告の方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二十三条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。)

2 5 4 (略)

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 準用銀行法第五十二条の四十一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 7 (略)

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 5 19 の三 (略)

十九の四 準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

2 十九の五 35 (略)

・銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（外国銀行支店の公告方法）
第四十九条の二 外国銀行支店は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2（略）

（所屬外国銀行に関する届出等）
第五十二条の九（略）
2 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所屬外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（標識の掲示）

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業務を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）【第五十四条関係】

（標識の掲示）

第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（標識の掲示）

第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第四百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一（略）
- 二 第五十条（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による標識を掲げない者

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）【第五十五条関係】

・ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。

一（略）

二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者が当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

三（略）

（料金等の揭示）

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。）前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項をその事業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第十八条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者

・ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（聴聞の通知の方式）

第十五条（略）

2（略）

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）【第五十六条関係】

（筆界特定の申請の通知）

第三百三十三条（略）

2 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨を対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなす。

○信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）【第五十七条関係】

（標識の掲示）

第七十二条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 信託契約代理店以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 九（略）

十 第七十二条第一項の規定に違反した者

十一 第七十二条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
十二 十八（略）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）【第五十八条関係】

（裁決）

第六十一条（略）

2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再審査の申請）

第六十二条（略）

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（審査の申請）

第二百二十九条（略）

2（略）

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項及び第三項、第六十条並びに第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

て準用する。この場合において、第五百五十八条第三項及び第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 2 第 二 百 三 十 条 (再審査の申請) (略)

第九條第二項及び第四項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第一項及び第二項、第六十二條第二項並びに第六十四條第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合においては、第六十条及び第六十一条第一項並びに第六十一条第一項並びに第六十一条第二項(第二号を除く。)、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第一項及び第二項、第六十一條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 2 第 二 百 七 十 五 条 (審査の申請) (略)

第九條第二項、第五十八條第二項及び第三項、第六十条及び第六十一条第一項並びに第六十一条第二項(第二号を除く。)、第二十七條、第三十九條、第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十條第一項及び第三項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第五十八條第三項及び第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 2 第 二 百 七 十 六 条 (再審査の申請) (略)

第九條第二項及び第四項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第一項及び第二項、第六十二條第二項並びに第六十四條第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合においては、第六十条及び第六十一条第一項並びに第六十一条第二項(第二号を除く。)、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第一項及び第二項、第六十一條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）【第五十九条関係】

（探偵業の届出）

第四条 探偵業を営もうとする者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあつては、その旨

三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称

四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2 （略）

3 公安委員会は、第一項又は前項の規定による届出（同項の規定による届出にあつては、廃止に係るものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、当該届出をした者に対し、届出があつたことを証する書面を交付しなければならない。

（重要事項の説明等）

第八条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 （略）

二 第四条第三項の書面に記載されている事項

三 九 （略）

2 （略）

（名簿の備付け等）

第十二条 （略）

2 探偵業者は、第四条第三項の書面を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（営業の停止等）

第十五条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は前条の規定による指示に違反したときは、当該探偵業者に対し、当該営業所における探偵業について、六月以内の期間を定めて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 （略）

（罰則）

第十七条 第十五条の規定による処分を違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による届出をしないで探偵業を営んだ者

二 第五条の規定に違反して他人に探偵業を営ませた者

三 第十四条の規定による指示に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の届出書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四条第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第八条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第十二条第一項に規定する名簿を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（抄）【第六十条関係】（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案による改正後）

第五十二条の四（公示送達）（略）

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4（略）
○消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（抄）【第六十一条関係】

（特定認定の公示等）
第七十四条（略）

2 特定適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体である旨を、被害回復関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3（略）

（支援認定の公示等）
第一百一条（略）

2 消費者団体訴訟等支援法人は、内閣府令で定めるところにより、消費者団体訴訟等支援法人である旨を、支援業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3（略）

第二百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)
三 第七十四条第二項又は第一百一条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
四 十三 (略)

○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）【第六十二条関係】

（裁決の効力発生）

第五十一条（略）

2 (略)

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

4 (略)

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（抄）【第六十三条関係】

（公示送達）

第二十一条（略）

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 (略)

○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（抄）【第六十四条関係】

（標識の掲示）

第七条 共済団体は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、厚生労働省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 共済団体以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【附則第八条関係】

・地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律

事務

<p>(略)</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務</p> <p>イ 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第五項後段（第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>ロ (略)</p>
<p>(略)</p> <p>新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>	
<p>(略)</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>	
<p>別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>法律</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p>	
<p>(略)</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第四条第一項後段、第九条第四項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項後段、第十九条第二項及び第三項（これらの規定を第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第三十九条第二項において準用する</p>	

	<p>場合を含む。)、第二十一条第六項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一条第三項(第七十八条第四項及び第一百零七項において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第一項後段(第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の八第一項(第五十一条の十第五項において準用する場合を含む。)、第五十一条の九第四項(第五十一条の十三第一項後段、第七十二条第一項後段、第七十七条第七項後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段に規定する事務(略))</p> <p>三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段(第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)、に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)</p>
<p>(略)</p> <p>新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務(市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)</p>
<p>(略)</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第三十三条第二項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項(第七十一条において準用する場合を含む。)、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項(これらの規定を第五十一条において準用する同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第七項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務(略))</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第六十四条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)、及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項後段(第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。)、に規定する事務(個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p>

(建築物等の移転及び除却)
第七十七条 (略)

2 5 前項後段の公告は、官報その他政令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地
3 区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。この場合において、施行者は、公告すべき内容を当該土地
4 整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、当該告示がされている旨の公告をしなければならぬ。

6 (略)
7 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも
8 自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができ
9 る。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等
の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

○ 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第三百三十二号) (抄) 【附則第九条関係】

・ 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第三百三十二号) (抄)

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)
三 準用銀行法第五十二条の四十一項の規定に違反した者
四 準用銀行法第五十二条の四十二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
五 (略)

・ 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) (抄)

(標識の揭示)

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲
示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

○ 医師法 (昭和二十三年法律第二百一号) (抄) 【附則第十条関係】

・ 医師法 (昭和二十三年法律第二百一号) (抄)

第七條 (略)

2 4 (略)

5 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第三章第二節 (第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。) の規定は、都道府県知事が前
項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条
第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項 (同法第二十二条第三項) において準用する場合を含む。中「行政庁は」

とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 3 2

行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（続行期日の指定）

第二十二條（略）

2 3

第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

○ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）【附則第十条関係】

・ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）

第七條（略）

2 3 4

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県

の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

6
17 (略)

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（続行期日の指定）

第二十二條 (略)

2 (略)

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）（抄）【附則第十条関係】

・保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）（抄）

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政

5 庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 18 (略)

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十五条（聴聞の通知の方式）
（聴聞の通知の方式）
行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
二 不利益処分の原因となる事実
三 聴聞の期日及び場所
四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

3 2 (略)
行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

2 (続行期日の指定)
第二十二條 (略)

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

○薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）【附則第十条関係】

・薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）

2 5 (免許の取消し等)
第八条 (略)

6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条

第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政の」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政

庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

7
18 (略)

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十五条（聴聞の通知の方式）

一 次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

三 不利益処分の原因となる事実

四 聴聞の期日及び場所

五 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

3 2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（続行期日の指定）

第二十二條 (略)

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）【附則第十一条関係】

・水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

第百二十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

四 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 (略)

・銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

(標識の掲示)

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）【附則第十二条関係】（私立学校法の一部を改正する法律案による改正後）

・私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）（私立学校法の一部を改正する法律案による改正後）

第百三十五条（略）

2 3 4

5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第十九条第二項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十五条中「主宰者」とあり、並びに同法第二十条第六項及び同法第二十二條第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）」において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができ」とあるのは「求めることができる」と読み替えるものとする。

6 5 8

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十五条（略）

2 3

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）【附則第十三条関係】

・司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）

(登録取消しの制限等)

第五十条 法務大臣は、司法書士に対して第四十七条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を發送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本司法書士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2 (略)

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十五条（略）

2 （略）
3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）【附則第十三条関係】

・土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）

（登録取消しの制限等）

第四十五条 法務大臣は、調査士に対し第四十二条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2 （略）

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十五条（略）

2 （略）

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）【附則第十三条関係】

・行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（登録の抹消の制限等）

第十四条の四 都道府県知事は、行政書士に対し第十四条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。

2 （略）

・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。
三〇十七 (略)

・銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2・3 (略)

（準用）

第五十二条の二の十 第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理業務について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（標識の揭示）

第五十二条の四十 (略)

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。

○新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）【附則第十五条関係】

・新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）

（事務の区分）

第六十五条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）

・土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）

(建築物等の移転及び除却)
第七十七条 (略)

2 4 (略)

5 前項後段の公告は、官報その他政令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。この場合において、施行者は、公告すべき内容を当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、当該掲示がされている旨の公告をしなければならない。

6 9 (略)

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）【附則第十六条関係】

・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

(事務の区分)

第九十九条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同法第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第三十三条第二項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項

（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百零七条において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第七十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第七項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務

二 (略)

三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

・土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）

(建築物等の移転及び除却)

第七十七条 (略)

2 (略)

5 前項後段の公告は、官報その他政令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地
区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。この場合において、施行者は、公告すべき内容を当該土地
整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、当該告示がされている旨の公告をしなければならぬ。

6 (略)

7 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも
自ら建築物等に移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等に移転させ、若しくは除却させることができ
る。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等に移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等
の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

8 (略)

9 (略)

○金融サービスの提供に関する法律 (平成十二年法律第百一号) (抄) 【附則第十七条関係】

・金融サービスの提供に関する法律 (平成十二年法律第百一号) (抄)

(貸金業法の準用)

第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条 (第四号を除く。)、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第
二十条の二まで、第二十一条 (第二項第五号を除く。)、及び第二十二條の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者につい
て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(表 略)

第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条 (第四号を除く。) に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。
四・七 (略)

・貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) (抄)

(貸付条件等の掲示)

第十四条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなけれ
ばならない。

一 貸付けの利率 (利息及び第十二条の八第二項に規定するみなし利息の総額 (一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし利息を元
本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。) を内閣府令で定める方法によつて算
出した元本の額を除いて得た年率 (当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)) を百分率で表
示するもの (市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示
し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものと
して内閣府令で定めるもの) をいう。以下同じ。)

二 返済の方式

- 三 返済期間及び返済回数
- 四 当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

○保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）【附則第十八条関係】

- ・保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）

附則

（認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用）

第四条 保険業法第九十七条第二項、第一百条の二第一項、第一百条の四、第一百条（第二項を除く。）、第一百十一条（第二項を除く。）、第一百十二条から第十六条（第二項を除く。）、第一百七条、第一百八条、第一百二十条から第百二十二条まで、第一百二十三条、第二百四十一条（第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。）、第二百七十二条の九、第二百七十二条の十一、第二百七十二条の十二の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

2 22（表 略）

- ・保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（標識の揭示等）

第二百七十二条の八（略）

3 少額短期保険業者に対する第七条第二項の規定の適用については、同項中「誤認されるおそれのある文字」とあるのは、「誤認されるおそれのある文字（少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものを除く。）」とする。

○デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）【附則第十九条関係】

- ・デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 デジタル社会の形成に関する重点計画（デジタル社会形成基本法第三十七条第一項に規定する重点計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

二 二十三（略）

- ・デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)
 第三十七条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。

2 8 (略)

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）【附則第二十条関係】

・復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）

附則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			又は各省	復興庁又は各省
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）	(略)	(略)	又は省令	復興庁又は各省令
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

(主務省令)

第十八条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。）